

## 交通広告関連用語

は 欄 (おでこ) 体 ・グル イド ・ターサイズ ・シメディア ・ランク (駅等級) を 重規制	車両をまとめたもの ホームから階段へ降りていく際の、正面に位置する媒体 情報手段の媒介手段 各スペースの最低掲出期間のこと 駅貼りポスターで1期というと7日間 車内広告(中づり・まど上)の単位 B3サイズが多い シングルを2枚横に並べた単位 車内ポスターのサイズ 280mm×515mm B3よりも天地が短い ポスター枠などの既存媒体のないところに臨時的に掲出する広告媒体の総称 通常セールスプロモーションの略だが、交通広告ではスポットメディアとして使われる 乗降人員に基づいて各駅につけられたランクのこと それによって駅ポスター等の料金が決まる 特定のスペースに複数の広告主の掲出申込が集中した場合、各社の要望に合わせて日程や掲出場所を調整すること広告は社会倫理、関係法規に反するものや、利用者に不利益を与えるものであってはいけない そのため、各媒体社でとに広告掲出に伴う規制業種を定めている 規制業種によって掲出不可のもの、出稿量・表現に制限が設けられている
* /グル (ド /ターサイズ ウメディア ランク (駅等級) を	情報手段の媒介手段 名スペースの最低掲出期間のこと 駅貼りポスターで1期というと7日間 車内広告 (中づり・まど上) の単位 B 3 サイズが多い シングルを2 枚横に並べた単位 車内ポスターのサイズ 280mm×515mm B 3 よりも天地が短い ポスター枠などの既存媒体のないところに臨時的に掲出する広告媒体の総称通常セールスプロモーションの略だが、交通広告ではスポットメディアとして使われる 乗降人員に基づいて各駅につけられたランクのこと それによって駅ポスター等の料金が決まる 特定のスペースに複数の広告主の掲出申込が集中した場合、各社の要望に合わせて日程や掲出場所を調整すること広告は社会倫理、関係法規に反するものや、利用者に不利益を与えるものであってはいけない そのため、各媒体社ごとに広告掲出に伴う規制業種を定めている
/グル (ド /ターサイズ ウメディア ランク (駅等級) 重規制	各スペースの最低掲出期間のこと 駅貼りポスターで1期というと7日間 車内広告(中づり・まど上)の単位 B3サイズが多い シングルを2枚横に並べた単位 車内ポスターのサイズ 280mm×515mm B3よりも天地が短い ポスター枠などの既存媒体のないところに臨時的に掲出する広告媒体の総称 通常セールスプロモーションの略だが、交通広告ではスポットメディアとして使われる 乗降人員に基づいて各駅につけられたランクのこと それによって駅ポスター等の料金が決まる 特定のスペースに複数の広告主の掲出申込が集中した場合、各社の要望に合わせて日程や掲出場所を調整すること 広告は社会倫理、関係法規に反するものや、利用者に不利益を与えるものであってはいけない そのため、各媒体社でとに広告掲出に伴う規制業種を定めている
イド /ターサイズ P メディア ランク (駅等級) を 重規制	車内広告(中づり・まど上)の単位 B 3 サイズが多い シングルを 2 枚横に並べた単位 車内ポスターのサイズ 280mm×515mm B 3 よりも天地が短い ポスター枠などの既存媒体のないところに臨時的に掲出する広告媒体の総称 通常セールスプロモーションの略だが、交通広告ではスポットメディアとして使われる 乗降人員に基づいて各駅につけられたランクのこと それによって駅ポスター等の料金が決まる 特定のスペースに複数の広告主の掲出申込が集中した場合、各社の要望に合わせて日程や掲出場所を調整すること 広告は社会倫理、関係法規に反するものや、利用者に不利益を与えるものであってはいけない そのため、各媒体社でとに広告掲出に伴う規制業種を定めている
イド /ターサイズ P メディア ランク (駅等級) を 重規制	シングルを 2 枚横に並べた単位  車内ポスターのサイズ 280mm×515mm B 3 よりも天地が短い  ポスター枠などの既存媒体のないところに臨時的に掲出する広告媒体の総称 通常セールスプロモーションの略だが、交通広告ではスポットメディアとして使われる  乗降人員に基づいて各駅につけられたランクのこと それによって駅ポスター等の料金が決まる  特定のスペースに複数の広告主の掲出申込が集中した場合、各社の要望に合わせて日程や掲出場所を調整すること 広告は社会倫理、関係法規に反するものや、利用者に不利益を与えるものであってはいけない  そのため、各媒体社ごとに広告掲出に伴う規制業種を定めている
/ターサイズ ・メディア ・ランク (駅等級) ・重規制	車内ポスターのサイズ 280mm×515mm B 3 よりも天地が短い ポスター枠などの既存媒体のないところに臨時的に掲出する広告媒体の総称 通常セールスプロモーションの略だが、交通広告ではスポットメディアとして使われる 乗降人員に基づいて各駅につけられたランクのこと それによって駅ポスター等の料金が決まる 特定のスペースに複数の広告主の掲出申込が集中した場合、各社の要望に合わせて日程や掲出場所を調整すること 広告は社会倫理、関係法規に反するものや、利用者に不利益を与えるものであってはいけない そのため、各媒体社ごとに広告掲出に伴う規制業種を定めている
P メディア ランク(駅等級) を 重規制	ポスター枠などの既存媒体のないところに臨時的に掲出する広告媒体の総称 通常セールスプロモーションの略だが、交通広告ではスポットメディアとして使われる 乗降人員に基づいて各駅につけられたランクのこと それによって駅ポスター等の料金が決まる 特定のスペースに複数の広告主の掲出申込が集中した場合、各社の要望に合わせて日程や掲出場所を調整すること 広告は社会倫理、関係法規に反するものや、利用者に不利益を与えるものであってはいけない そのため、各媒体社ごとに広告掲出に伴う規制業種を定めている
ランク(駅等級) を 重規制	通常セールスプロモーションの略だが、交通広告ではスポットメディアとして使われる 乗降人員に基づいて各駅につけられたランクのこと それによって駅ポスター等の料金が決まる 特定のスペースに複数の広告主の掲出申込が集中した場合、各社の要望に合わせて日程や掲出場所を調整すること 広告は社会倫理、関係法規に反するものや、利用者に不利益を与えるものであってはいけない そのため、各媒体社ごとに広告掲出に伴う規制業種を定めている
<b>を</b> 重規制	特定のスペースに複数の広告主の掲出申込が集中した場合、各社の要望に合わせて日程や掲出場所を調整すること 広告は社会倫理、関係法規に反するものや、利用者に不利益を与えるものであってはいけない そのため、各媒体社ごとに広告掲出に伴う規制業種を定めている
重規制	広告は社会倫理、関係法規に反するものや、利用者に不利益を与えるものであってはいけない そのため、各媒体社ごとに広告掲出に伴う規制業種を定めている
Ē	
① 意匠	広告物のデザイン・ビジュアルのこと
富審查	広告内容が公共性に反するものでないかどうか審査すること
合広告	複数のクライアントが一つの広告枠を使って個々に共通性・統一性のない広告をだすこと
<ul><li>①見寸(みえすん)</li><li>②板寸(いたすん)</li><li>③外寸(がいすん)</li><li>④くわえ</li><li>⑤美観</li><li>⑥指定業者</li></ul>	サインボード(看板)において、実際に露出している広告デザイン寸法
	サインボード(看板)において、製作した広告物(フィルム、パネル等)の寸法
	サインボード(看板)において、広告設備も含む全体の寸法
	中づりホルダーや、駅ポスターホルダーなどの広告設備により見えなくなる部分
	サインボード(看板)契約期間満了後に元の状態に戻す白塗り作業
	各媒体社が、作業を可能と定めた製作・施工会社
① 裏打ち	中づりポスターを両面セットし、ホチキスで止める作業
占り	まど上などで、ポスター補強のため、ポスターの裏に厚紙を貼ること
掲出 ③ ドライマウント加工 ④ モニター	専用のボードを使用し、ポスターをパネル化すること
	実際に広告物が掲出されているか確認すること 主に写真で記録する
① デジタルサイネージ	屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ネットワークに接続したディスプレイなどの 電子的な表示機器を使って情報を発信するシステム 交通広告では、駅や電車に設置された映像表示装置
<b>ジタルサイネージ</b>	(ネットワークされたシステム含む)。ビジョン、モニター、ディスプレイ、プロジェクター、電子看板などとも呼ばれる 
_	.ф—

参考文献 「交通広告ビジネス概論」公益社団法人 日本鉄道広告協会